

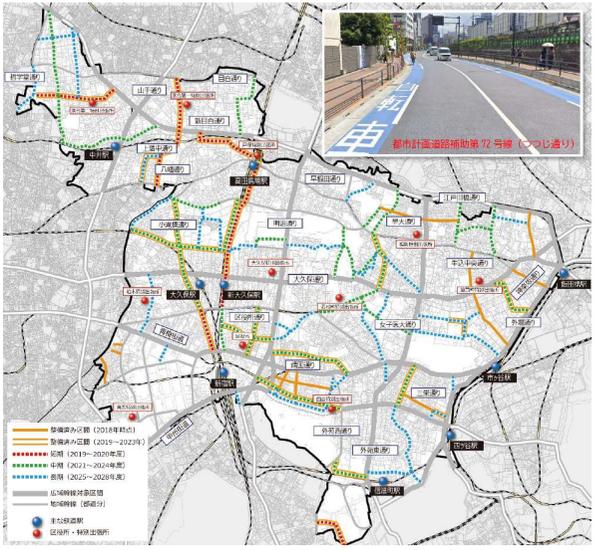
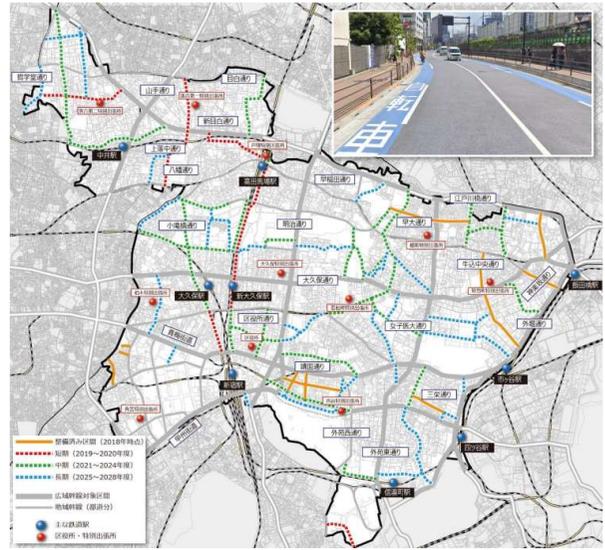
「新宿区 自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）」素案からの主な変更点

※「新宿区 自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）」素案からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。
 主な変更点は以下のとおりです。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
改訂の背景					
1	パブリック・コメント No. 5のフロー図の計画期間の記載についての意見を踏まえ図を修正	改訂の背景	—	<p>■改定の背景</p> <p>新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画 <small>(計画期間 平成30年度～令和9年度)</small></p> <p>計画期間・平成30年度～令和9年度</p> <p>前期・平成30年度～令和4年度</p> <p>後期・令和5年度～令和9年度</p> <p>主な変化の反映</p> <p>中間見直し</p> <p>本計画策定以後の主な変化</p> <p>①計画前期（5年目）までの取組の進捗による変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自転車ネットワーク計画の策定と整備の推進 ●民間活用による駐輪場整備、運営、放置対策への移行 ●自転車シェアリング事業の推進 <p>…など</p> <p>②国・都の計画改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の自転車活用推進計画の改定（R3.5） ●都の自転車活用推進計画の改定（R3.5） ●都内直轄国道、都道の自転車通行環境整備推進 <p>…など</p> <p>③社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍による社会情勢の変化 ●自転車利用の多様化 ●電動キックボード等の新たなモビリティの普及 <p>…など</p>	<p>新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画 <small>(計画期間 平成30年度～令和4年度)</small></p> <p>平成30年度～令和4年度</p> <p>令和5年度～令和9年度</p> <p>現計画策定以後の主な変化</p> <p>①計画前期（5年目）までの取組の進捗による変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自転車ネットワーク計画の策定と整備の推進 ●民間活用による駐輪場整備、運営、放置対策への移行 ●自転車シェアリング事業の推進 <p>…など</p> <p>②国・都の計画改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の自転車活用推進計画の改定（R3.5） ●都の自転車活用推進計画の改定（R3.5） ●都内直轄国道、都道の自転車通行環境整備推進 <p>…など</p> <p>③社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍による社会情勢の変化 ●自転車利用の多様化 ●電動キックボード等の新たなモビリティの普及 <p>…など</p>

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
-----	------	----	-----	----------	---------

第 I 章 自転車等総合計画について

2	<p>パブリック・コメント</p> <p>No.29、30自転車ネットワーク計画に基づき整備した路線の図示及び写真の道路名称の記載についての意見を踏まえて追記</p>	<p>自転車が「走る」環境を整える</p>	P.6	<p>※整備済み区間の明記</p> 	
---	---	-----------------------	-----	--	---

3	<p>自主修正</p> <p>素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記</p>	<p>ルールやマナーを「守る」意識を育てる</p>	P.15	<p>Column 自転車に関わる交通ルールの見直し</p> <p>令和4年以降、自転車に関わる交通ルールの様々な見直しが行われ、自転車の運転者のヘルメット着用が努力義務化や、警察による悪質な交通違反の取り締まりの強化、より分かりやすい自転車安全利用五則の見直しが行われました。</p> <p>道路交通法の改正に伴うヘルメット着用の努力義務化</p> <p>令和4年4月の道路交通法の一部改正に伴い、全ての自転車利用者に対して、自転車の乗用時ヘルメットの着用に関する努力義務が課せられました。</p> <p>悪質な自転車の交通違反の取り締まりの強化</p> <p>警察は令和4年より、信号無視や一時不停止、右側通行（右走）、歩道での徐行義務違反など、悪質な自転車の交通違反に対して、従来の「警告」にとどめていた違反で、刑事罰の対象となる交通違反を新たに「検挙」するよう、取り締まりを強化する方針を示しました。</p> <p>自転車安全利用五則の改定</p> <p>自転車安全利用五則が改定され、全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化や、事故に直結する危険行為の明確化がされました。</p> <table border="1" data-bbox="884 1340 1232 1460"> <tr> <th>「旧」自転車安全利用五則</th> <th>「新」自転車安全利用五則（令和4年11月5日）</th> </tr> <tr> <td>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、</td> <td>1 車道が原則、左側通行8歩道は例外、</td> </tr> <tr> <td>2 車道は左側を通行、</td> <td>歩行者を優先、</td> </tr> <tr> <td>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、</td> <td>2 交差点では信号と一時停止を守って、</td> </tr> <tr> <td>4 安全ルールを守る、</td> <td>安全確認</td> </tr> <tr> <td>飲酒運転「こゝろ曇り」、飲酒の禁止、</td> <td>3 夜間はライトを点灯、</td> </tr> <tr> <td>密集はライトを点灯「交通量でのぼり」、</td> <td>4 飲酒運転は禁止、</td> </tr> <tr> <td>等速走行と一時停止、安全確認、</td> <td>5 ヘルメットを着用、</td> </tr> <tr> <td>5 子どもはヘルメットを着用、</td> <td></td> </tr> </table>	「旧」自転車安全利用五則	「新」自転車安全利用五則（令和4年11月5日）	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、	1 車道が原則、左側通行8歩道は例外、	2 車道は左側を通行、	歩行者を優先、	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、	2 交差点では信号と一時停止を守って、	4 安全ルールを守る、	安全確認	飲酒運転「こゝろ曇り」、飲酒の禁止、	3 夜間はライトを点灯、	密集はライトを点灯「交通量でのぼり」、	4 飲酒運転は禁止、	等速走行と一時停止、安全確認、	5 ヘルメットを着用、	5 子どもはヘルメットを着用、		<p>記載なし</p>
「旧」自転車安全利用五則	「新」自転車安全利用五則（令和4年11月5日）																						
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、	1 車道が原則、左側通行8歩道は例外、																						
2 車道は左側を通行、	歩行者を優先、																						
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、	2 交差点では信号と一時停止を守って、																						
4 安全ルールを守る、	安全確認																						
飲酒運転「こゝろ曇り」、飲酒の禁止、	3 夜間はライトを点灯、																						
密集はライトを点灯「交通量でのぼり」、	4 飲酒運転は禁止、																						
等速走行と一時停止、安全確認、	5 ヘルメットを着用、																						
5 子どもはヘルメットを着用、																							

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
4	パブリック・コメント No.58の文章が分かりづらいたの意見を踏まえて修正	4. 計画前期の取組と現状評価を踏まえた考慮事項	P.22	<u>計画後期では、自転車通行環境や駐輪環境、シェアサイクルポート等の整備の取組を引き続き進めるとともに、交通ルールを遵守した利用を促す「守る」の取組や、自転車の活用に向けて情報を発信する「伝える」の取組の充実を図ります。</u>	これらを踏まえ、計画後期については、とくに「守る」や「伝える」での情報発信や意識啓発を主軸に充実を図ることが必要となります。
第Ⅱ章 目標と基本方針					
5	パブリック・コメント No.74、75、76の変更点が分かるように記載すべきとの意見を踏まえて修正	3. 施策体系と具体的な施策	P.27	<p>計画の改定にあたり施策体系の見直しを行い、新たに1つの取組の方向性 <u>（伝えるH 自転車利用のきっかけづくり）</u> の追加及び個別施策に新たに10施策を追加しました。</p> <p><u>また、「伝えるG 自転車の利用を促進する情報提供の充実」については、情報提供以外の施策を加えたことから、「伝えるG 自転車を活用しやすい環境づくり」として見直しました。</u></p> <p>■ <u>施策体系と具体的施策</u></p>	計画の改定にあたり施策体系の見直しを行い、新たに1つの取組の方向性の追加、10つの施策を追加しました。
6	パブリック・コメント No.77の整備形態に対するご意見の踏まえて修正	A 自転車通行環境の整備「これからの取組」	P.30	<ul style="list-style-type: none"> ● 区道については、狭い道路幅員等の実情を踏まえ、<u>自転車道、自転車専用通行帯による整備ができない道路については、自転車ナビマーク・自転車ナビライン等による整備により、ネットワーク化を進めています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区道については、狭い道路幅員等の実情を踏まえ、自転車専用通行帯による整備を基本に、自転車ナビマーク・自転車ナビライン等による暫定的な整備手法の導入も含めて、整備形態を検討します。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
7	パブリック・コメント No.127、128、129 「これからの取組」に対する意見を踏まえて修正	D 民間と連携した駐輪場の整備・運用「これからの取組」	P.42	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>道路からアクセスしやすい場所に附置義務駐輪場を整備するなど、利用しやすい附置義務駐輪場の整備を図るため、平成30年度に条例を改正した新制度について、事業者に対して積極的に活用するように協力・依頼をしています。</u> ● <u>附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等については、放置自転車の状況やまちの状況を見ながら検討していきます。</u> ● まちの特性や、まちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。<u>新宿駅周辺では、駅前の広場空間等での自転車流入抑制の方針が示されています。（次頁参考参照）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度に条例を改正した、利用しやすい附置義務駐輪場の整備に向けた新制度の積極的な活用に向けて、事業者に対し協力・依頼をしています。 ● まちの特性や、まちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。
8	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用ルールやマナーの向上	P.48	<p>平成27年6月の道路交通法の改正により悪質な違反を繰り返す自転車利用者に対して「自転車運転者講習」を義務付ける制度が始まりました。<u>また、道路交通法が改正され、令和5年4月からは、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が義務化されます。</u></p> <p><u>区でも警察や関係機関との連携を強化し、自転車利用者がルールやマナーを守る意識を高めていく取組を一層推進していきます。</u></p>	<p>平成27年6月の道路交通法の改正により悪質な違反を繰り返す自転車利用者に対して「自転車運転者講習」を義務付ける制度が始まりました。区でも警察や関係機関との連携を強化し、自転車利用者がルールやマナーを守る意識を高めていく取組を一層推進していきます。</p>

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
9	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用 ルールやマナーの 向上	P.48	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の自転車利用者が、「車道の左側」等の基本的な交通ルールを知らない、知っていても守らない等、不適切な利用をすることで、自分自身や周りの歩行者等を含めて、危険な状況を作り出している現状にあります。 ● <u>警視庁は、令和4年より信号無視等悪質な自転車の交通ルール違反に対して、交通切符の交付による検挙も視野に、取締りを強化する方針を示しています。</u> ● 基本的な駐輪ルールとしての「放置」の定義を正しく理解していない、多少の「放置」は仕方がないと思う等、不適切な駐輪をすることで、歩道が通行しにくくなったり、まちの美観を損なう原因になる現状にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の自転車利用者が、「車道の左側」等の基本的な交通ルールを知らない、知っていても守らない等、不適切な利用をすることで、自分自身や周りの歩行者等を含めて、危険な状況を作り出している現状にあります。 ● 基本的な駐輪ルールとしての「放置」の定義を正しく理解していない、多少の「放置」は仕方がないと思う等、不適切な駐輪をすることで、歩道が通行しにくくなったり、まちの美観を損なう原因になる現状にあります。
10	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用 ルールやマナーの 向上	P.52	<ul style="list-style-type: none"> ● フードデリバリーの普及により、従来と異なる自転車の業務利用が増えています。 ● <u>令和4年4月の道路交通法の改正により、電動キックボードが新たに「特定小型原動機付自転車」に位置付けられ、令和5年7月から法律が施行されます。</u> ● <u>電動キックボードは、自転車と通行空間が同じ場所であるとともに、6km/h以下での歩道通行も可能となります。</u> ● 電動キックボードの交通ルールの周知が不十分で認知されていない状況です。 ● フードデリバリー、電動キックボード等の運営事業者により、利用者に対して、アプリ等を通じた交通安全情報の発信や、ルール・マナー啓発を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● フードデリバリーの普及により、従来と異なる自転車の業務利用が増えています。 ● 電動キックボードに関する新たな法制度の検討が進む中で、自転車と通行空間が同じ場所となる新たなモビリティとの交通事故等が懸念されます。 ● 電動キックボードの交通ルールの周知が不十分で認知されていない状況です。 ● フードデリバリー、電動キックボード等の運営事業者により、利用者に対して、アプリ等を通じた交通安全情報の発信や、ルール・マナー啓発を行っています。